

# 島根県における原子力防災対策

平成27年3月11日  
島根県原子力安全対策課

## 1. 取り組み状況

島根県では、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）（平成26年3月修正）、原子力災害に備えた島根県広域避難計画（平成24年11月作成）を策定し、万が一の原子力災害の発生に備えている。

また、原子力発電所から30キロ圏内に位置する2県6市による広域連携、国による地域の防災計画等の充実化支援を受け、防災対策のさらなる実効性の向上に取り組んでいる。

- (1) 島根県緊急時モニタリング計画の策定
- (2) 広域避難計画の実効性の向上
  - ① 要支援者の把握、車両の調達、搬送方法、運転要員の確保に向けた調整、検討
  - ② 受入先自治体の連携強化
    - ・ 岡山県及び広島県との協定締結
    - ・ 県内外の受入先自治体との意見交換会、交流事業の実施
  - ③ 避難時間推計の実施
  - ④ 避難退域時検査に係る候補施設の選定
- (3) 要援護者施設等に対する対応マニュアル、避難計画の作成
  - ① 30キロ圏内に所在する病院、社会福祉施設において、避難計画を作成中
  - ② 30キロ圏内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校において対応マニュアルを作成中
  - ③ 旅行者、外国人等に対する対応マニュアルの検討
- (4) 安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用の検討
  - ① 検討委員会による配布計画の検討及び策定、電話相談窓口の設置
  - ② P A Z地域の住民及び事業所勤務者、U P Z地域の配布希望者への事前配布の検討
- (5) 屋内退避施設等に対する放射線防護対策工事の実施
  - ① 原発から概ね10キロ圏内に所在する病院、社会福祉施設に対して実施（19施設）
  - ② 原子力災害時に拠点となる施設（オフサイトセンター、県庁、松江市役所 等）
- (6) 住民に対する普及啓発
  - ① 広報紙「アトムの広場」の発行（4半期毎、30キロ圏内市全戸配布）
  - ② 原子力講演会の開催（松江地区、出雲地区、浜田地区）
  - ③ 原子力施設見学会の開催（年4回）
- (7) 原子力防災訓練の実施  
2県6市等による合同訓練の実施

## 2. 今後の主な取り組み

- (1) 緊急時モニタリングに係る実施要領の作成、資機材の整備
- (2) 要支援者の把握及び車両、要員の確保
- (3) 避難退域時検査の実施体制の整備
- (4) 安定ヨウ素剤の事前配布及び説明会の開催
- (5) 警察本部に対する放射線防護対策工事の実施、社会福祉施設等に対する備蓄物資整備
- (6) 受入先自治体の職員及び住民に対する普及啓発

# 島根県緊急時モニタリング計画の策定

平成 27 年 3 月 11 日  
島根県原子力安全対策課

## 1. 計画策定の背景

- (1) 原子力災害時の緊急時モニタリング活動は国が統括
- (2) 国が緊急時モニタリング計画作成要領を通知 (H26. 6. 12)
- (3) 現行の計画を見直し、国の要領に沿って新たに策定

## 2. 計画の概要と見直し点

- (1) 位置付け
  - ① 計画の対象は、県がモニタリング本部を設置する警戒事態以降  
(国が緊急時モニタリングセンターを設置する施設敷地緊急事態以降も含む)
  - ② 緊急時モニタリングに係る体制の整備と基本的事項について規定
- (2) モニタリング体制
  - ① 県モニタリング本部の体制を、国の緊急時モニタリングセンターの体制に合わせて見直し (別紙のとおり)
  - ② 国の緊急時モニタリングセンターの構成機関として、鳥取県等を規定
- (3) 緊急時の対応等

緊急事態区分	モニタリング体制	対応内容
警戒事態	県モニタリング本部	・可搬型モニタリングポストの設置 ・原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官との連携
施設敷地緊急事態 全面緊急事態	緊急時モニタリングセンター (国)	・国がモニタリング実施計画を作成し、緊急時モニタリングを実施 ・県は国の統括下でモニタリングを継続

- (4) モニタリング結果の公表
  - ① モニタリング結果は、国の原子力災害対策本部等で解析及び評価を行い公表
  - ② 県は、国の評価結果を速やかに入手し、公表
- (5) モニタリング要員の被ばく管理  
モニタリング要員は、被ばく管理基準を超えたときは直ちに活動を中止  
(県モニタリング要員の被ばく管理基準は別途規定)

## 3. 今後の取組と課題

- (1) 具体的なモニタリングの実施内容、方法等を定める実施要領の作成
- (2) 警戒事態の際に迅速な測定開始ができるよう、可搬型モニタリングポスト等の事前配置

(別紙)

警戒事態		施設敷地緊急事態以降	
島根県モニタリング本部		緊急時モニタリングセンター (国設置)	
グループ・班	業務内容	グループ	
本部長 (島根県原子力環境センター長)	○島根県モニタリング本部の総括、指揮	センター長 (原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長)	
副本部長 (島根県保健環境科学研究所長)	○本部長の補佐又は代行	センター長補佐 (島根県原子力環境センター長)	
総務グループ (4人)	○モニタリング本部の庶務	企画調整グループ ※「島根県モニタリング本部」企画評価グループ及び総務班を移行し、原子力規制庁、鳥取県、関係指定公共機関、及び原子力事業者が加わる。	
企画評価グループ (8人)	○初動モニタリング内容の検討・作成 ○放射性物質の拡散予測 ○環境放射線情報システムによる情報の表示、監視 ○モニタリング結果の妥当性チェック、評価		
情報収集管理グループ (11人)	○モニタリング結果のとりまとめ ○機動モニタリング班、各地域班等との通信連絡 ○モニタリング本部内の情報伝達の一括処理、情報共有	情報収集管理グループ ※「島根県モニタリング本部」情報収集管理グループを移行し、原子力規制庁、鳥取県、関係指定公共機関、及び原子力事業者が加わる	
測定分析グループ (70人)	試料計測班	○環境試料の前処理、測定等	測定分析担当 ※「島根県モニタリング本部」測定分析グループを移行し、原子力規制庁、鳥取県、関係指定公共機関、及び原子力事業者が加わる。
	機動モニタリング班	○可搬型モニタリングポスト等の設置、回収 ○車両による定点サーベイ ○環境試料の採取 ○要員の個人被ばく線量の管理	
	地域班	○可搬型モニタリングポスト等の設置、回収 ○車両による定点サーベイ ○要員の個人被ばく線量の管理	

県モニタリング本部要員数 合計 95人 (内訳) 県 58人  
 県内関係市 22人  
 中国電力 14人  
 国 1人